



かしわ
柏うお〜か〜

平成26年4月に柏市豊四季台に柏地域医療連携センターがオープンしました。この施設は「だれもが安心してその人らしく住み慣れた地域で暮らすことが出来る」街づくりを目指し、地域医療・介護の連携の強化を継続的に推進するための拠点として作られました。お忙しい中、柏市役所保健福祉部福祉政策課の小林さんと鹿野さんにお話を伺いました。

この施設は、在宅医療を含めた地域医療・介護を推進する拠点として整備された施設で、柏市福祉政策課が運営する総合窓口の他、柏市医師会事務局、柏歯科医師会事務局、柏市薬剤師会事務局が併設されています。

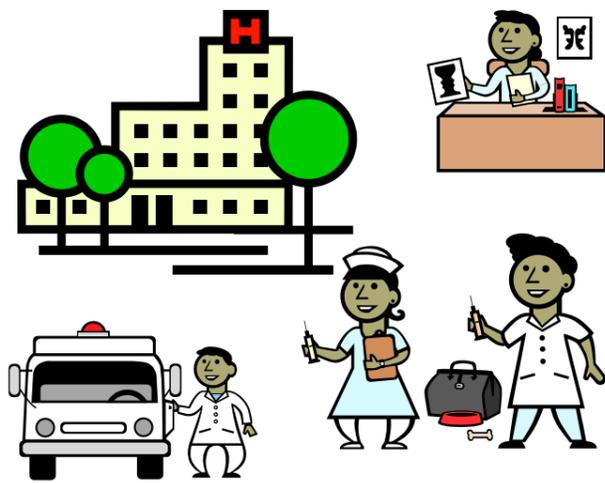
地域医療連携センターの名称の通り、医療・介護の関係団体等とともに柏市の地域医療・介護と市民の方々の療養生活を支援するための拠点として設置されています。そのため、医師、多職種の方を対象に在宅医療と多職種の連携の促進を目的として、在宅医療多職種連携研修会を実施しています。

総合窓口では、在宅療養を希望する方への主治医や必要となる多職種を紹介をしたり、在宅医療・介護に関する相談を受け付けるなどし、市民がいつまでも安心して、住み慣れた地域で過ごせるよう支援します。また、施設内には在宅医療や介護に関する書籍を読むスペースがあります。相談以外の方も気軽にお立ち寄りください。

・最後に一言お願いします

急速な高齢化社会になっていますが、患者や家族に寄り添った医療・介護を提供するために、どう生きてどう最期を迎えるかという大事な部分の相談と一緒に考えられたらいいと思っています。在宅医療を検討中の方やお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

新しい建物という事もあり、明るく広いスペースで、相談以外にも在宅医療や看護の書籍を読むことが出来るので誰でも気軽に立ち寄ることが出来ます。また、月に一度医師による健康に関する講座が開催されています。広報に掲載されていますので、興味のある方は是非お問合せ下さい。



＜問い合わせ＞

○柏市地域医療センター総合窓口
柏市役所 保健福祉部
福祉政策課 在宅医療支援担当

○住所：千葉県柏市豊四季台1-1-118

OTEL：04-7197-1510




「じんけん」ぽん

(2014.10/No126)

生活困窮者自立支援法 施行直前シンポジウム

発行日 2014/10/16

社会福祉法人生活クラブ
柏市地域生活支援
センターあいネット
〒277-0004
柏市柏下65-1
ウェルネス柏内
電話：04(7165)8707

来年度には生活困窮者自立支援法が施行されます。「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じる」ことになり、福祉事務所を置く自治体すべてにこの事業が必須となります。

その施行を前に、このシンポジウムが開催されました。基調講演として厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室室長 熊木正人氏から「自立支援制度の概要と自立相談のあり方について」があり、その後の第1部のパネルディスカッションでは

- ①自立相談支援と任意事業の連携について
- ②就労準備支援事業と就労訓練事業の実践報告
- ③家計相談で生き方を変える！希望につなぐ！
- ④市民が市民を救う社会へ（多重債務者生活再生事業等）



以上の4つのテーマで各パネリストからの報告を受け、第2部では意見交換が行われました。200名弱の参加者は、行政関係者、各地域の社会福祉協議会が一番多く、次いで社会福祉法人、NPOなどの方々と、10時から16時半の長丁場を熱心な質問が出ていました。

このシンポジウムの目的は、自立相談は必須なのでどこも取り組むのですが、その他の任意事業に取り組む自治体が少ない現状があり、入口は作るが、出口がない状態への危機感があります。

②では、引きこもりや仕事のブランク、障害などでフルタイムの働き方が難しくても、その方が出来る仕事を職場で検討し、短い時間でも確実にはたらくことを実現した事例の報告。

③、④では、生活再生には仕事に就くことだけでなく家計相談支援が必要との事例の報告。

第2部では、貸付についての意見交換が多くありました。例えば、仕事が決まっても給料が入るまでの生活費が2か月分ほど必要ですが、債務があれば公的な貸し付けを受けることはできません。そんな場合どうするか、公的な貸付では対応できないところへの課題があることが確認されました。

～ひとこと～

今月、手賀沼エコマラソンがありますね。

みなさんは参加されますか？



自立相談支援の立場では、任意事業はなぜ任意なのか疑問があるくらい、必要な事業だと思いますが、実は、任意事業に繋ぐまでのプロセスがとても時間がかかるケースが多いのが実感です。当事者が自分の問題として考えられるようになったり、前向きになるためには、それまでを付き合う、行ったり来たりが必要なケースも少なくないからです。また、自覚できる方もいれば、それが難しい障害の方も多いため実感です。例えば金銭管理が必要と思う方全てが日常生活自立支援事業を使えるわけではありませんし、それがふさわしいともいえない色々なケースがあるからです。緩やかでありながら本人を最小限守れるもの、そんなものがあつたらなどと考えたシンポジウムでした。

平成26年度 柏市精神保健福祉担当者連絡会議

8月29日（金）開催。柏市内の精神科医療機関、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体など約60名が参加しました。精神保健福祉法の改正についての講演、グループ討議がありました。

平成26年4月の精神保健福祉法の改正により、医療保護入院を中心に以下の制度が変わりました。

①保護者制度の廃止

- ・これまでの、家族の一人が特別に「保護者」とされる制度が廃止。
- ・医療保護入院の手続きでは、家族または後見人、保佐人のいずれかが入院の同意をすることとなる。

②医療保護入院の方への退院支援が制度化

- ・退院支援の担当者（退院後生活環境相談員）が医療保護入院の方1人につき1人決められる。
- ・退院後生活環境相談員に相談すれば、退院後に利用したい障害福祉サービスや介護サービスについて、地域の事業者（地域援助事業者）を紹介する。
- ・入院時に決めた入院期間が過ぎるとき、引き続き入院が必要かどうか、退院に向けての取り組みなど、委員会（医療保護入院者退院支援委員会）で議論する。

退院支援の現状について、現場からはケアプランを作ってくれる事業所が少ない、帰着先の無い方への受け皿が不足している（住まいの契約が困難）などの意見が出ました。あいネットでも、支援の中で家探しをお手伝いすることもあります。精神障害を理由に契約に至らない場合もあり、世間での精神障害に対する認識が厳しいことを実感します。その中でも、日々の生活や支払いへのサポートなどを必要に応じて伝え、支援者がいることの強みを生かしていけたらと思います。

余っていませんか？

（第8回）

ご家庭に眠っている食品大募集！！

フードドライブとは？

ご家庭で余っている食品をご寄贈いただき、福祉施設や団体、困窮する世帯、個人等に無償で提供するボランティア活動です。

※集めた食品は民間や公的支援窓口を通じて提供します。

＜ご寄付いただきたい食品＞

お米、パスタ、乾物（のり・豆など）、保存食品（缶詰、瓶詰等）、フリーズドライ食品、インスタント食品、レトルト食品、ギフトパック（贈答品の余剰等）、調味料各種、食用油、飲料（ジュース、コーヒー、紅茶）など

※常温で保存可能で、賞味期限が1ヶ月以上あるもの。

＜受取り窓口＞

柏市地域生活支援センターあいネット（就労準備支援室）

柏市柏5-2-17

TEL：04（7162）5933

※平日10：00～17：00（火曜休所）

＜お問い合わせ＞

フードバンクちば

TEL：043-375-6804

フードドライブ実施中
10月31日（金）まで



ビック・ハート柏主催～地域意見交換会～ ～基調講演テーマ『定着支援と連携について』

9月12日（金）に開催されました、『障害者就業・生活支援センタービック・ハート柏』地域意見交換会に参加しました。

今回の基調講演では、『定着支援と連携について』の講演について、NPO法人ワークス未来千葉【千葉障害者就業支援キャリアセンター】センター長の藤尾健二氏よりお話しを頂きました。

「千葉障害者就業支援キャリアセンター」は、障害のある方の就職サポート、障害のある方を雇用する企業のサポートの両面からの支援を主な目的として、平成16年に事業をスタートした機関になります。その後「障害者就業・生活支援センター事業」により、障害者の方の「相談から訓練、就労後のアフターフォロー」までを一貫して行う就労支援機関として現在活動されているとの事でした。

シンポジウムでは、ウイングル柏センターの菅原礼人氏、柏メンタルクリニック後藤智行氏、流山特別支援学校加藤誠氏を交えて、それぞれの立場での課題の取り組みについての講演がありました。障害者雇用の歴史等の過去から、障害者雇用の今後の未来について。障害者の方の就労に関する現状と課題。障害者の方の関わる職場、支援者へのサポートおよび、障害者ご本人の仕事に対する前向きな気持ちの大切さ。支援機関の横のネットワークの連携に必要なもの。

①「目的」の共有、②「連絡」の重要性、③「協力」し合う事、④「行動」する事。それぞれの支援機関の「専門分野」「強み」を理解し、補完し合う姿勢。1対1の『連携』から、複数機関、双方向による『ネットワーク作り』について実際の例、ポイントを挙げながら説明頂き、障害をお持ちの方に対する、自分の立場、役割、責任を再確認させて頂きました。

障害者のお仕事に向けた「横の繋がり」、「支援ネットワーク」に関する事例についても挙げていました。障害手帳をお持ちの支援対象者のお客様の就労支援をさせて頂く際には、障害に関する専門知識を有する医療機関や福祉の専門機関の方による、就労を想定した意見書、アセスメントシート等を確認させて頂き、就労に向けての訓練、トレーニング等が必要な際には、就労移行支援施設の協力が必要との事。また、最終的には就労体験、中間的就労など、障害者の方の就労環境の整備、就労の継続までの、受け入れ先事業所様のご理解、ご協力が欠かせず、複数の関連機関、施設、事業所の「連携」が求められるとの事でした。

最後に感じた事として、今回の地域意見交換会に出席させて頂き、前回、前々回と比較し、参加機関数、参加者数が増えている事を肌で感じ、改めて関係する組織の横の繋がり、ネットワークの連携の大切さを感じ、職場における日々の業務を通して、皆様のお役に立てる様、さらに経験を積ませて頂きたいと感じました。



お知らせ

こちらのコーナーへ掲載希望の方はあいネットまで
(TEL：04-7165-8707 FAX：04-7165-8709)

～第23回千葉県障害者グループホーム講座～

自分の暮らしを生きる

日時：2014年11月6日（木） 13：30～15：30

問い合わせ先

TEL：0436-23-5300（担当：荒原）

会場：千葉市ハーモニープラザ（男女共同参画センター）

講演：鳥居 博明氏（社会福祉法人薄光会 専務理事）

申込占め切：10/30（木）

DVD上映（グループホームにおける日常生活の様子）

主催：千葉県